

## 第7回徳島県規制改革会議 概要

日 時：平成30年3月28日（水）16：00～17：05

場 所：徳島グランヴィリオホテル ヴィリオールーム

出席者：床桜座長、田村委員、長池委員、増田様（山田委員代理）、渡辺委員、  
青木委員、内藤委員、中委員、徳島文理大学 中川教授  
事務局、担当課（安全衛生課、農山漁村振興課）

内 容：

- 1 開会
- 2 報告「第2次提言のフォローアップについて」

○これまでの取組状況について

- ・事務局及び担当課から、資料1、2、3に基づき、これまでの経緯と内容を説明

○AIによる民泊導入サポートシステムの運用について（資料1 関連）

座 長：AI を活用した民泊サポートシステムには、これまでに約5,000件の質問があり、回答率が95%とのこと。規制改革においては、許認可の要件自体をいかに緩めていくかという観点と同時に、クリアしなければいけない関係法令の所管・セクションが多岐にわたることが実質的な障壁になっていることをどうするかということが課題。たとえば民泊では、保健所や土木部門、市役所で手続を行う必要があり、言葉が悪いが事実上たらい回し状態になりかねない。システムでは、それを入口から分かりやすく、適切に、質問の多いところは柔軟に情報提供するという方法。事務局としての感触は。

事務局：利用者の満足度が高く、一定の成果が出ていると認識。ただ、システムだけでは、限界があり、ヒューマンチェックも必要。関係法令の所管部局担当者もこのシステムを使って住宅宿泊事業法等の理解を深められるよう、周知したい。

・意見交換

委 員：制度理解から一歩押し進め、届出の現実化や民泊実施への後押しが必要では。

事務局：これまでも広報啓発を行ってきたところ。また、民間の事業者とも連携しており、3月14日に開催した事業者主催の民泊セミナーでは受講者が50人ほど集まり、民泊をしたいという問い合わせも聞いている。法律の施行は6月15日と多少の時間があるので、これから活性化すると考えている。

座 長：システム化により把握できた課題について、改善していくことが重要。

○とくしま農林漁家民宿確認要綱の改正について（資料2 関連）

座 長：農林漁家民宿では、運営者が体験メニューも提供するのが基本的な考え方であり、宿泊のみの対応で、体験メニューは別のところで提供するという、いわゆるチーム民泊のようなものは、これまで制度的には認められていなかった。この点を当会議の提言もあり、今年の4月1日から美馬市において認めることとなった。

・意見交換

委員：とてもよい取り組み。まずは美馬市でスタートするが、他地域にも広げていってもらいたい。

座長：なぜ美馬市なのか。

担当課：美馬市から県版特区の事業として提案されているので、まずは美馬市から始めてみようということ。

座長：法的には、県版特区として認められていなければ着手できないのか。

担当課：制度施行のきっかけとして美馬市としている。

座長：徳島の観光宿泊者数が最下位ということもあり、受け皿作りが大変重要。あまり県内で地域を限定することなく、すみやかに検証して、年内にも地域を広げていってもらいたい。

委員：資料2の上段にある「平成17年に農林漁家以外でも開業可能となっている」とは、どういう意味か。また、主な改正点(1)の「開業にあたって地域内の農林漁家と連携する個人に限る」の個人とは、どういう意味か。企業との提携は認められないのか。

担当課：1点目は、国の余暇法上の農林漁業体験民宿のこと。徳島の農林漁業民宿については、現在は農林漁家だけが、開業できるもの。今回の改正で、美馬市で試行的に農林漁家以外でも開業できるものとする。2点目の「個人に限る」とは、国の農林漁業体験民宿で非農林漁家が農林漁業体験民宿をする場合は、個人と連携することと規定されているため、それにならって、本県の制度も個人に限るとしている。

委員：つまり、法人がそのような協力いただける農家や漁業の人と連携することはできるのか。

担当課：今回の改正では、個人に限定している。

座長：今の指摘はもっともである。体験メニューの提供を農業生産法人などが引き受けるケースも考えられるが、それは排除されるということか。

担当課：改正内容としては、民宿を開業するのが非農林漁家の個人であって、役務提供は個人でなくても問題ない。

座長：確認だが、体験メニューは農業生産法人のような組織体が提供する場合は大丈夫ということか。

担当課：そのとおり。

委員：そういうことを考えているNPOや地域おこしに貢献したいという人がいるので、協力してほしい。

委員：提携の相手方は企業でもいいのか。

担当課：よい。ただし、民宿を開業するのは個人でなければならない。

座長：個人でなければならないとは、何で決まっているのか。

担当課：国の余暇法で定められている。

座長：現時点の状況としては、開業するのは個人だが、連携の相手先は個人でも法人でも問題ないということ。

○特殊形態で営業する施設の取扱いの見直しについて（資料3 関連）

座長：以前の会議で、うどんは大丈夫だが、パスタはダメといった、扱う品目が限定的という点と、徳島マルシェでは、基本的に同じ営業形態を反復しているが、その都度、手続きが必要で、お金もかかるので、長期的な営業を認めてもらえないかという2点の議論があった。

担当課：食品は、境目があやふやなものがある。たとえば、うどんでも、麺を細くしていけば、それはうどんなのかという考えもある。結局のところ、品目での区分には限界がある。やはり食品衛生法は衛生関係を担保するための制度であることから、作業内容から危害可能性を考慮して、作業内容に応じた枠組みをしていくべきと考えた。

冒頭でもご説明したが、資料3の④の3グループに分類して、危害を分析し、アプローチしている。食中毒の菌を、管理をするためには、菌をつけない。最初から菌がいるものは、増やさないことが求められる。また、ついたり、増やしたりしたものは殺菌、やっつけることが管理するポイント。そこで、この3つのグループの中でつけない、増やさない、やっつけるの観点から、どのように管理が可能なかを整理。

最初の非加熱のものは、管理工程として、細菌をやっつけられない、熱を加えられないとなるので、菌をつけない、増やさないことが重要になってくるが、屋外の簡易な設備では困難であると考えている。次に、加熱するものについては、最終で加熱が入るので、そこで殺菌される。殺菌されたものなので、後はつけず、増やさず、手作業などで汚染されることなく、そのまま提供されるならば、衛生管理が可能であろうと考えている。最後に、加熱後冷却するもの、たとえば、そうめんを冷やしたものは麺を茹でた際に加熱殺菌されているが、冷やす工程での汚染対策として、速やかな冷却と十分な洗浄により、汚染物質をつけない状況を確認することができるなら衛生管理が可能と考えた。

2点目の季節的営業について、毎回の営業許可で費用が大変とのことであるが、毎回、衛生管理の担保をとっているところ。

衛生上の3つのグループ分けで、加熱するものの中でも、汁物のように十分に加熱されて提供されるものについては、衛生担保、管理ができていると考えられるので、臨時的季節的営業のように毎回の許可ではなく、一度許可をとれば、5年間許可が有効という枠組みに移しかえることで営業許可を長くすることができる。

座長：たとえば、徳島マルシェでは、その条件をクリアすれば、5年間の許可ということか。

担当課：どういう形での具体性を盛り込むのかは、これからのことだが、考え方は「食の安全審議会」にも了承をいただいているので、この考え方で形を作っていく。

座長：以前、委員が質問していたサンマを焼くことについては。

担当課：危害として、海水の中にいる腸炎ビブリオという菌が危害要因となる。他にも作業によって菌をつけるということがネックだが、焼き魚であるので、加熱工程の中で殺菌が入る。その後、加工することなく、そのまま提供するのであれば、「加熱するもの」という第2グループになってくるので、露店営業などの5年間の営業許可に入るように整理がされるだろうと考えているが。最終形態

については、現時点では申し上げにくい。

委員：サンマ祭りを開催することができそうなので、感謝する。マルシェ等でもうどんやそうめん、パスタなどの名称によらず、加熱後冷却するもので、衛生的な担保ができれば、基本的には許可がとれるということか。

担当課：方向性としてはそのとおりだが、たとえば、パスタは幅広い種類があるので、どのような製造工程なのか、また、加熱工程の後、手を加えるのかといった、状況確認が必要。つまり、品目ではなく、調理工程で考えるという整理。

委員：品目での整理から変わることは、画期的であるが、当たり前とも言える。

担当課：今までは不自然な品目管理となっていたところもある。カテゴリーの枠に収めるためにも、名前を変更したこともある。委員ご指摘の当たりの形として、衛生管理の面から規制をしていく。また、パスタでも非加熱のものは扱いが難しい。カルボナーラのようなあまり加熱しないものは検討の余地がある。

委員：ナポリタンのような、ケチャップでいためて、そのまま提供するものは問題ないという考え方か。

担当課：最終形態を今断言することは難しい。

委員：工程が重要だということ認識した。非常にすばらしいことである。

委員：卵はいろいろ個性的なものが出てきているが、ご飯に生卵をかけることはダメか。

委員：固定の店舗では問題ないかもしれないが、特殊営業については許可されないだろう。

座長：考え方の整理をしていただいた。今までは品目を列挙した上で、現場では実情に合わせようと無理な当てはめをしていたため、ものによっては変な分類名称となっていたが、これで整理される。他県でも同様に整理されているのか。

担当課：まだ整理されていないのではないかと。考え方自体は昔からあったものだが、それとHACCPという衛生管理手法を組み合わせて考えだしたものであり、今後、固定の飲食店経営の方の衛生管理手法はこのような方法に準じたものが広まると考えるが、露天についての導入は他県ではないと考える。

委員：いつからできるようになるのか。

担当課：夏を目処に改正する。

座長：大きな変革となるので、セミナーなどの説明をしていただけたらありがたい。また、保健所ごとの取扱いが異なるといったことがないように、横の連携も取っていただきたい。

### 3 協議「第3次提言に向けた意見交換」

座長：論点ペーパーを用意した。

1点目としては、地方公務員の社会貢献型副業を可能とする規制改革の提案。地方公務員の中には、地域が求める知識、経験、意欲をもつ者もいるが、現在の地方公務員法上、副業は厳格、限定的に運用されている。そこで、地域や学校が求めるスポーツ・文化指導者、地域再生に資するようなNPO職員など、一定の条件下で社会貢献型の副業を認めることで、地域の人材不足の解消とともに、退職後の公務員が地域における役割を担っていく端緒ともできるのでは

ないか。最近ではそのような意図をもって、神戸市や生駒市が基準明確化をしながら、社会貢献型副業を認めようと動きは始めている。

2点目。食品表示法に基づき、2020年4月から食品関連事業者に対し、原則、消費者向けの加工食品や添加物への栄養成分表示義務付けが全面施行される。小規模事業者に対しては栄養成分表示が免除されるが、小規模事業者が製造した食品であっても、大型スーパーで販売してもらうためには、栄養成分表示が義務付けられる。ということで、形式的には規制が緩和されているが、実取引においては排除されてしまう可能性がある。

後ほど参考意見を述べる方も呼んでいるが、事業者から困るという声が上がっているの、取り上げていきたい。

参考資料が3ページ目。消費者庁が作っている栄養成分表示の周知資料で、一般用加工食品であれば経過措置が平成32年までということで、そこからは表示が義務づけられる。算出のソフトがあって、配分表で計算も可能なようだが、高齢の事業者にとっては、なかなか厳しい。専門機関に依頼すればコストもかかるということもある。これを機に、事業をやめようかということにもなりかねない。資料下部にあるように、小規模事業者に関しては免除されるが、最下部の注釈では、実際にスーパー等で販売する場合は、必要とされている。このように一見、適用を緩和しているが、実体的には緩和になっていないケース。

3点目。私は移住のツアーの監修もしているが、その中で農業移住は関心が強い。ただ、農地の取得には50アール以上が必要というのが基本。その基準は、特段の措置ということで、引下げが可能となっているが、他県では空き家とセットの場合には、1アール、100平米でもOKという動きになってきている。この施策が空き家の解消と耕作放棄地の解消と一石二鳥の形で実績をあげている事例が全国的にも出てきている。本県の状況は4ページ目の資料のとおりで、基本は50アール。一番、下限面積を下げているのは神山町だが、特に神山町をはじめとする中山間地域においては、小規模な農地が多く、かつ担い手がなかなかなくて、耕作放棄地になりつつある状況がある。この点はしっかりと議論が必要。ただ、法的権限は市町村の農業委員会にあるので、議論の過程としては、県の農林水産部局の方向性を確認し、必要性があれば、しっかりと市町村に働きかけをしていただきたいという思いを持っている。

あと1点。資料にはないが、先ほどの民泊推進会議の中で、農家で民泊を開業しようとする、家が非常に大きいために、建築基準法や消防法上の要件が厳しくなる。田舎では活用できる物件は農家しかないにもかかわらず、使えないのでなんとかしてほしいという声が出てきている。この点も論点として提案させていただきたい。

栄養成分表示については、私の大学の中川教授に来てもらっている。中川教授は事業者からヒアリングをしているので、事業者の声を簡潔に説明していただきたい。

中川教授：平成29年度に徳島県立総合大学校の徳島政策研究センターから消費者行政・消費者教育に関する調査の委託を受け、栄養成分表示に関して、製造業者にインタビューして、結果をまとめた。

今回の表示義務化は、免責があるが、小規模の製造業者にとって非常に負担が

大きい。チラシにある栄養成分表示が義務化されていることを知らない業者もいる。やり方については、消費者庁のHPに栄養成分表示のガイドラインが掲載されているが、それを読んでも分からないという業者もいる。

栄養成分表示の方法として、専門の栄養士が使う成分表を使って計算する方法と分析の業者に依頼して分析する方法がある。分析は1品目あたり1万円以上かかる。たとえば、和菓子屋で20商品あると、分析だけで20万円以上かかるし、それを和菓子の箱に印刷すると1商品につき、30万～40万かかると聞いている。食品数が4つと少ない業者でも、デザイン料や印刷、分析にかかる費用など経費が60万円必要と試算されている。その金額は、小規模の業者にとっては負担が大きい。高齢者だけで運営している事業者だと、このような難しいこと、お金のかかることが必要なのであれば、廃業しようかという声も聞いている。

座長：国は、ある程度大きな食品関連事業者を念頭においているのかもしれないが、本県のような地方においては、食品関連事業者の多くは、小規模零細、また高齢者が経営しているケースも多いわけで、一定の場合には免除されるとはいえ、取引先から求められると拒めるものではない。安心安全の観点からは、表示をしないという要請はできないから、それをいかにして近づけていくかが論点になってくると思う。これは本県だけの問題でなく、全国的な問題だが、まだまだクローズアップされていないので、先駆けて議論してはどうか。

私からはこの4点を議論いただきたい。それ以外に提案があればご発言を。

委員：シームレス民泊は、平時は民泊、災害時は避難所になる。一時避難所としての機能時には、要援護者として妊婦や外国人、高齢者などを想定している。そういった場合に、例えば高齢者の場合、一般の避難所ではなくて、福祉避難所に避難することが法令上、設定されている。そこで、論点としてご提案するのが、シームレス民泊から福祉避難所へ運ぶ場合の移送の部分。法的には、例えば、お金をもらおうと白タク行為になるのは理解できるが、災害時・緊急時の福祉避難所への移送についてどう考えるかということ。内閣府の防災担当では、平成28年4月に「福祉避難所の確保の運営のガイドライン」を出しており、自宅から福祉避難所への避難、一般の避難所から福祉避難所への避難等については、原則として要配慮者及びその家族が自主防災組織・民生委員・支援団体・地方自治体等による支援を得て、避難することとすると、原則としては本人やその家族がしなければならないといった視点が書かれている。ただ、実際にシームレス民泊に要援護者が避難している時に、自ら家族を呼んで移動できるかということと非常に難しいのではないか。現実には、民泊の運営者が民泊から移送するといった行為が必ず出てくると思う。一方で、徳島県警の大規模災害時の交通規制上、緊急時の規制除外車両の届出制度もあるが、その項目の1つに患者等の搬送用の車両が設定されている。イメージとしては、医師が使うドクターカーであって、特別な構造または装置があるものに限られるという制度になっている。では、現実には民泊の運営者がリフト車などの特殊車両を持っているかということ、通常持つてはいないと思われる。

そこで、緊急時に要援護者を一般の民泊から移送するのに一般車両であっても緊急車両扱いを認めてほしいというのが私が提案する論点。そこには、道路交

通の色々な規制があると思うので、ぜひとも議論いただきたい。シームレス民泊に限らず、県下全域の宿泊施設に関わる論点。旅館やホテルから福祉避難所へ運ぶことも同様に考えられるものであり、助かる命を助けるためにも、次の議論で練っていただきたい。

座長：ところで、たとえば新野の場合だと、新野駅から民泊まで距離があるが、移動は徒歩の前提か。

委員：平時は、運営者が自動車で駅まで迎えに行くこともある。

災害時の場合は、移送を民泊運営者がしてもいいのかという視点もある。福祉避難所に連絡して、福祉避難所のケースワーカー等が迎えに行くといったことは非常に難しい。

座長：以前の議論の中で委員から、ホテル等がしかるべき駅まで送迎する場合にどうなるのかという質問があったが、それは法的にはどうなっているのか。

事務局：旅館業法の許可を取っていれば、送迎は可能。

座長：それは民泊も同様か。

事務局：民泊も旅館業法の許可をとっているものは同様。民泊新法（住宅宿泊事業法）については現時点で、道路運送車両法を見ると、措置がされてない模様。新野のシームレス民泊は全て旅館業法や農家民泊といった許可を取っていることから、基本的に送迎が可能。

座長：民泊新法の状況は。

事務局：まだ事案がなく、現実的には警察等が対応しておらず、まだ見解が出ていないような状況。

座長：委員の提案は緊急時のことであって、緊急車両の指定はかなり制限的に運用されるものと考えられるが、必要性が高いことから緊急車両としての扱いを求めるという趣旨でよいか。

委員：保健所に関わる論点だが、近年、貧困対策や子どもの個食を防ぐということで「子ども食堂」が増えてきている。子どもは無料や50円・100円程度、同行の大人も300円・500円程度の、最低限の金額で食事ができる。毎日は営業しておらず、週1回や月1回の不定期だが、代金を取って食事を提供する以上、営業許可が必要になる。ということで、保健所に申請に行くと、設備等の要件がある。ボランティアが食材を集め、運営するのであって、営利目的でないことを説明しても、要件を満たさないと許可が出ない。そこで、看板を子ども料理教室などと掛け替えている現実が県内でもある。ただ他県では、福祉目的の場合はこの限りではないと定め、ボランティアや福祉を目的とするNPOや団体が、その目的を達成するために食事を提供する場合の規制については、緩和している事例があるようなので、そういった規制緩和も可能性としてはあるのではないか。

座長：議論していきたい。

委員：栄養成分表示についての論点だが、表示をきっちり書くことは、消費者にとって、必要な情報であるから。零細の生産者にとってのコスト負担になるのは理解できるが、生産者の立場に立つか消費者の立場に立つかという話ではないか。徳島は消費者庁の誘致を進めており、消費者の観点に立った先進県と打ち出しており、この論点について生産者の立場に立って、規制緩和を求めるのが適当

かどうかという観点も必要ではないか。

座長：食の安心・安全というのは、時代の潮流。小規模者が扱うものを、大型スーパーで販売する場合も免除ということにはならないと思う。ただ、現在の流れでは、小規模事業者が事実上、仕事が大きく制限されてしまうので、いかに本来、求められているところに向けてサポートをしていくかという視点が必要。通常の規制改革は、規制を緩和する方向性だが、この論点は緩和の要請は難しいので、サポートの手法を議論しておく必要があると考える。

委員：委員から緊急車両の論点提示があったが、自分も消防団に長く所属しているので、その論点が明確になることは望ましいと思う。

委員：第2次提言はいずれも実現が非常に難しい内容と思っていたが、ここまで進展したことは喜ばしい。

委員：栄養成分表示については、自分自身もスーパー等で購入する際には、不備がある物は買わない。ただ、田舎のじいちゃんばあちゃんが作っているような物はとてもおいしいということもあるので、表示がなくても買うことはある。

地元の公民館での飲食可否は規制の論点になるだろうか。自分の地元では飲食は禁止されている。

委員：それは市町村によるのではないか。自分の地元では公民館での飲食の話は聞いたことがある。

委員：以前、国家戦略特区の3次指定を広島県と愛媛県今治市が受けた際に、グローバルで多様な人材の受け入れや教育のグローバル化というテーマがあったが、非常に素晴らしいと思う。グローバル人材の育成等の目的のために、教育委員会との一定の関与を条件に、公立学校の運営を民間に開放するような内容が国家戦略特区であった。

公設民営学校の設置までは難しいと思うが、例えば英語教育、プログラミング教育、主権者教育など、学校の先生が少し苦手になっている部分に関しては、外に出すことを考えてもいいのではないかと感じる。

座長：今後の進め方については、第3次提言を9月頃にできればと考えている。先ほどの論点を関係課へ投げかけ、順次、ヒアリングをしたい。それを踏まえて、しっかりと提言にまとめていきたい。

以上